

# 社会福祉法人花輪ふくし会

## 和光園一般型特定施設重要事項説明書

当施設は特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けています

秋田県指定 第0570915173号

当施設は利用者に対して特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおりご説明します。

サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。

### ◆◆ 目 次 ◆◆

- |                      |                  |
|----------------------|------------------|
| 1. 法人の概要             | 1 1. 事故発生時の対応    |
| 2. 事業所の概要            | 1 2. 損害賠償        |
| 3. 居室の概要             | 1 3. 利用時のリスクについて |
| 4. 施設職員の配置状況         | 1 4. 契約の終了       |
| 5. 主な職種の勤務体制         | 1 5. 相談窓口、苦情対応   |
| 6. サービスの内容           | 1 6. 重要事項の変更     |
| (1) 基本サービス           |                  |
| (2) サービスの提供          |                  |
| 7. 利用料金              |                  |
| (1) サービス料金           |                  |
| (2) 利用料金             |                  |
| (3) 利用料金の支払い方法       |                  |
| 8. 協力医療機関            |                  |
| 9. サービス提供における事業所の義務  |                  |
| 10. サービス利用に関する留意事項   |                  |
| (1) 事業所・設備の利用上の注意義務等 |                  |
| (2) 事業所内禁止行為         |                  |
| (3) 面会               |                  |
| (4) 外出・外泊            |                  |

# 社会福祉法人花輪ふくし会

## 和光園一般型特定施設 重要事項説明書

### 1. 法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 花輪ふくし会
法人所在地	鹿角市花輪字案内 63 番地 1
電話番号	0186-22-4000
代表者氏名	理事長 松浦 勉
設立年月日	昭和 40 年 4 月 6 日

### 2. 事業所の概要

事業所の種類	特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護（一般型）	
事業の目的	特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の事業は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、サービスを提供します。	
事業所名	花輪ふくし会 和光園一般型特定施設 事業所番号: 0570915173号	
所在地	秋田県鹿角市花輪字案内 90 番地 1	
管理者及び連絡先	管理者: 木村 智子 0186-23-3824	
開設年月日	平成 18 年 10 月 1 日	
第三者評価の実施状況	実施の有無	あり
	受審年月日	令和 5 年 10 月 15 日
	評価機関	社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会
事業所の運営方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・多様化する介護ニーズに応え、ご利用者様の満足度を高め、職員のやりがいの向上を目指します。</li><li>・利用者様一人一人の自尊心を尊重した上で、自立した日常生活を営むことが出来るよう、その人の持ち得る生活機能が活用されるよう支援します。</li><li>・サービスの提供は懇切丁寧に行い、わかりやすいようにご説明します。</li><li>・事業の実施にあたっては、保健・医療・福祉の関係機関との綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めます。</li></ul>	

### 3. 居室の概要（居室数はショートステイ分2室を含む）

和光園では、以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は全室個室です。他の居室への入居を希望される場合は、その旨お申し出ください。（但し、利用者の心身の状況や居室の空き状況により、ご希望に沿えない場合もあります）

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	82室	うち40室（1, 2階、エレベーター有）
食堂	1ヶ所	冷暖房・加湿器完備
談話室	5ヶ所	各階・各棟に設置（2階中央に1ヶ所）
トイレ	34ヶ所	各棟とも車いす対応
浴室	3ヶ所	2階一般浴室1、1階中間浴室1、1階個室浴室1
洗面所	8ヶ所	各階・各棟に設置

- ・上記は、厚生省が定める基準により、特定施設入居者生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、利用者にご負担いただく費用はありません。
- ・居室の変更：利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。
- ・居室に関する特記事項：ナースコール、衣類等収納設備、冷暖房完備

### 4. 施設職員の配置状況

和光園では、利用者に対して特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	人数	資格等
管理者	1名（常勤兼務）	社会福祉主事・社会福祉士・介護支援専門員
生活相談員	1名（常勤兼務）	介護福祉士
計画作成担当者	1名（常勤専従）	介護支援専門員・介護福祉士・社会福祉士
介護職員	12名以上（常勤兼務）	介護福祉士・ヘルパー2級・初任者研修
看護職員	2名以上（常勤兼務）	看護師・准看護師
機能訓練指導員	1名以上（非常勤）	作業療法士

\*資格取得状況は、一部重複があります。

## 5. 主な職種の勤務体制

職 種	勤 務 体 制	勤 務 時 間
介護職員	日勤	9：00～18：00
	早番1	6：00～15：00
	早番2	6：30～15：30
	早番3	7：00～16：00
	遅番1	10：00～19：00
	遅番2	11：00～20：00
	遅番3	12：00～21：00
	夜勤1.2	21：00～7：00
看護職員	日勤	8：30～17：30

## 6. サービスの内容

### (1) 基本サービス

#### ① 特定施設サービス計画の作成

利用者について、解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護サービスに係る目標及びその達成時期、サービス内容、サービスを提供する上で留意点を盛り込んだ特定施設サービス計画を作成します。

#### ② 利用者の安否確認

施設の職員により、利用者の日常の心身状況、生活状況を常に気配りいたします。

#### ③ 生活相談等

生活相談員をはじめ介護職員等が、日常生活に関することなどのご相談に応じます。

### (2) サービスの提供

特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練、療養、その他日常生活上の支援について、サービスを提供します。

### (3) その他

施設サービスの利用に必要な行政機関等の諸手続で、ご利用者様、またはご家族様から別紙「委任状」により委任を受けた場合、当事業所が代行で対応いたします。

## 7. 利用料金

### (1) サービス料金

<介護保険給付 対象のサービス>

別紙の料金表のとおりとします。

<介護保険給付 対象外のサービス>

以下のサービスは、料金の全額が自己負担となります。

#### ① 理容・美容

必要に応じて、理容師、美容師の出張による理髪、美容サービスをご利用いただけます。

#### ② レクリエーション、クラブ活動

材料代等の実費をいただくことがあります。

### ③ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活用品の購入代金等、日常生活に要する費用で利用者にご負担いただくことが適当であるものは費用を負担していただきます。(衣類、履物、歯ブラシ、外部クリーニング、外食代、その他注文購入品等)

## (2) 利用料金 (1月当たり) (契約書第8条参照)

- ① 利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から、介護保険給付費を除いた金額(サービス利用による自己負担額: 1割または2割)が利用料金となります。高額介護サービス費、介護サービス費利用者負担加算の対象となる場合は、その金額を控除、減免した金額が利用料金となります。
- ② 介護保険からの給付額に変更があった場合は、変更された額に合わせて利用者の負担額を変更します。

## (3) 利用料金のお支払い方法

利用料金は、1ヶ月ごとに計算し翌月10日までにご請求します。お支払期日は、毎月ご請求した月の25日(土・日・祝日の場合は前金融機関営業日)となりますので、期日までにお支払いください。

お支払方法は、銀行振込、現金払い、口座振替の中からお選びいただき、お申し出ください。

## 8. 協力医療機関

医療を必要とする場合は、契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診察、入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

《医療機関》

名称	かづの厚生病院
所在地	秋田県鹿角市花輪字向畑 18
電話番号	0186-23-2111
診療科	内科・脳神経外科・循環器科・眼科・皮膚科・整形外科・精神科 など

## 9. サービス提供における事業所の義務

事業所は、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 利用者の生命、身体、財産の安全・確保及び精神の安定に配慮します。
- ② 利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、利用者から聴取、確認します。
- ③ サービスの提供により事故が発生した場合には、あらかじめお届け頂いている緊急連絡先及び市町村等関係者に対して速やかに連絡をする等の必要な対応をします。
- ④ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、利用者に対して定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。また、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供されるように業務継続計画を策定し、必要な研修や訓練を定期的実施します。感染症や災害発生時には、計画に従って蔓延しないよう速やかに必要な措置を講じます。
- ⑤ 利用者が受けている要介護・要支援認定の有効期間満了日の30日前までに、要介護・要支援認定の更新の申請のために必要な援助を行います。また、利用者の心身の状況等を適宜利用者へ報告するとともに、要介護・要支援認定の更新等により利用者の要介護度に変更された場合

には、速やかに利用者へ通知します。

- ⑥ 利用者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。但し、利用者または他の利用者の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑦ 利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、定期的な委員会の開催や研修会の実施、当該事業所従業者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- ⑧ サービスの質の向上等のため、ICT等を活用した情報収集や多職種連携の推進、定期的な研修や勉強会の実施、PDCAサイクル等の取組に努めます。
- ⑨ 利用者に対する特定施設入居者生活介護の提供について記録を作成し、そのサービスの完結した日から5年間適正に保管し、利用者またはその身元引受人等の請求に応じて閲覧させ、または複写物を交付します。
- ⑩ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者またはご家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。ただし、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。また、利用者の円滑な退所のために援助を行う際に、情報提供を必要とする場には、利用者の同意を得て行います。
- ⑪ 従業員の心身の健康と快適な職場環境づくりを目的に、月1回以上、衛生委員会を開催し職場環境の改善に努めます。

## 10. サービス利用に関する留意事項

### (1) 事業所・設備の利用上の注意義務等

- ① 事業所、設備、敷地は、その本来の用途に添って利用してください。
- ② 利用者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。
- ③ 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、事業所、設備を滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、利用者に自己負担により原状に復していただくか、または相当の代価をお支払いいただく場合があります。

### (2) 事業所内禁止行為

- ① 喧嘩、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。
- ② 政治活動、営利活動、宗教、習慣等により、自己利益のために他人の自由を侵害したり、他人に迷惑を及ぼすこと。
- ③ 決められた場所、時間以外での喫煙。飲酒。
- ④ 指定した場所以外での火気を用い、または自炊すること。
- ⑤ 施設の秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害すること。
- ⑥ 職員に対する身体的暴力（叩く、つねる、蹴る、物を投げる、唾を吐く等身体的な力を使用して危害を及ぼす行為）
- ⑦ 職員に対する精神的暴力（大声で威圧する、長時間にわたり怒鳴る、理不尽な要求、暴言等、個人の尊厳や人格、能力を否定し言葉や態度で傷つけ、おとしめたりする行為）。
- ⑧ 職員に対するセクシャルハラスメント（不必要に身体を触る、抱きしめる、性的・卑猥な言動をする、サービス提供に無関係に下半身を露出して見せる、その他職員が嫌がる性的な行為をする等）

⑨ その他、職員個人に対する誹謗中傷や脅迫行為等

(3) 面会

来訪者は必ずその都度職員に届け出てください。また食べ物についてもご相談ください。

(4) 外出・外泊

必ず事前にお申し出ください。

### 1.1. 事故発生時の対応

事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者のご家族等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

### 1.2. 損害賠償

事業所において、事業者の責任により契約者に生じた障害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。ただし、その損害の発生について、利用者に故意または過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

### 1.3. 利用時のリスクについて

当施設では、ご利用者様へ適切なサービスを提供するために安全な環境作りに努めておりますが、ご利用者様の身体状況（健康状態）や病気に伴う様々な症状、あるいは日常生活の中で予期せぬ危険が起こるリスクがあることを十分ご理解ください。

- (1) 当施設（事業所）は生活の場であり、病院と同じような治療は出来ないことをご理解ください。
- (2) 当施設（事業所）では常時の個別対応（マンツーマン対応）ができないことから、歩行時の転倒やベッドや車椅子からの転落等による骨折・外傷、頭蓋内損傷の恐れがあります。
- (3) 当施設（事業所）では身体拘束を原則として行わないことから最善の注意を払い支援を行いますが、ご利用者様の身体状況や精神状況によっては、転倒や転落による怪我等、無断外出等の可能性があります。
- (4) 高齢者の骨はもろく、通常に対応でも容易に骨折する恐れがあります。
- (5) 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離がしやすい状態にあります。
- (6) 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても、皮下出血が出来やすい状態にあります。
- (7) 加齢や認知症等の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
- (8) 救命処置（胸部圧迫・心臓マッサージ、腹部突き上げ法、背部叩打法 等）の過程で骨折や器官を損傷することがあります。
- (9) 加齢に伴う脳や心臓の疾患等により、急変・急死される場合もあります。
- (10) 当施設（事業所）では夜間帯に看護師が勤務していませんので、ご利用者様の全身状態が急に悪化した場合、当施設（事業所）の判断で医療機関へ緊急搬送することがあります。ただし、医療機関の受け入れ状況等により即搬送出来ないことがあります。
- (11) 当施設（事業所）内にご利用者様や職員が感染症を発症した場合、拡大しないよう十分に注意しますが、集団生活のため罹患する可能性があることをご理解ください。

### 1.4. 契約の終了

- (1) 利用者は、事業所に対して7日前までに利用者から申し出がない場合は、契約は更に要介護・要支援認定期間満了日まで同じ条件で更新され、以後も同様となります。
- (2) 契約期間中は以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することが出来ます

が、仮にこのような事項に該当する場合には、事業所との契約は終了します。

- ① 利用者が死亡した場合
- ② 要介護認定により、契約者の心身の状況が非該当と判断された場合
- ③ 事業者が解散した命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により和光園を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 和光園が介護保険の指定を取り消された場合または辞退した場合
- ⑥ 利用者から中途解約、または契約解除の申し出があった場合
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合
- ⑧ 当施設職員及び他利用者に対し、暴言・暴力・セクハラ等の行為があったときや「10サービス利用に関する留意事項」(2)の規定に反した場合

## 15. 相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

### ① 事業所のご相談・苦情受け付け窓口

電 話 番 号	0186-23-3824 養護老人ホーム和光園
フ ァ ッ ク ス	0186-23-6602
苦情受付担当者	前 田 貴 子
苦情解決責任者	木 村 智 子
対 応 時 間	午前8時30分～午後5時30分 *緊急時は24時間対応

### ② 苦情処理委員によるご相談・苦情受け付け

和光園 サービス点検 調整委員 連絡先(和光園) 電話番号 0186-23-3824	氏 名：齋藤 道昭
	氏 名：田中 千賀子
	氏 名：大森 明

#### ※苦情処理手順

- ・ 苦情の受付窓口は、上記受付担当者となります。
- ・ 第三者委員も直接、苦情を受け付けることができます。
- ・ 受け付けた苦情・相談は全て苦情解決責任者および第三者委員に報告をします。
- ・ 第三者委員は、苦情・相談内容の報告を受けた場合は苦情・相談申し出人に報告を受けた旨を通知し、内容の確認をします。
- ・ 第三者委員は、苦情・相談内容に改善の必要性がある場合は解決に向けて施設側と協議をします。
- ・ 苦情解決責任者は、苦情の申し出をされた方と、話し合いによって円滑な解決に努める他、第三者との協議、助言により申し出人が納得できる解決に努めます。

③ 公的機関でも苦情等を受け付けます。

鹿角市福祉保健センター あんしん長寿課	所在地：鹿角市花輪字下花輪 50 電話番号：0186-30-0237 ファックス：0186-30-1257 対応時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分
小坂町役場 福祉課 町民福祉班	所在地：鹿角郡小坂町小坂字上谷地 41-1 電話番号：0186-29-2400 ファックス：0186-29-2411 対応時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
大館市福祉事務所 長寿課 高齢者福祉係	所在地：大館市字三の丸 103-4 電話番号：0186-43-7056 ファックス：0186-49-3111 対応時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分
美郷町 福祉保健課	所在地：仙北郡美郷町土崎字上野乙 170-10 電話番号：0187-84-4907 ファックス：0187-85-2107 対応時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分
秋田県国民健康保険 団体連合会(国保連)	所在地：秋田市山王四丁目 2-3 秋田県市町村会館 電話番号：018-883-1550 ファックス：018-883-1551 対応時間：午前 9 時～午後 5 時
秋田県福祉サービス 相談支援センター (秋田県運営適正化委員会)	所在地：秋田市旭北栄町 1-5 秋田県社会福祉会館 電話番号：018-864-2726 ファックス：018-864-2742 対応時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分

\*土曜日、日曜日、祝日等を除く

## 16. 重要事項の変更

上記の概要に変更が生じた場合には、口頭または文書によりお知らせいたします。

